

清朝蒙古例の實效性の研究

東洋法史論集 第七

島田正郎 著

清朝蒙古例の實效性の研究

— 東洋法史論集 第七 —

島田正郎 著



創文社

島田正郎（しまだ・まさお）

1915年東京に生まる，1939年東京大學文學部東洋史學科卒，
北京留學，東方文化學院（東京研究所）研究員，東京大學附置
東洋文化研究所員を経て，明治大學教授・總長に任じ，現
在，同大學名譽教授，法學博士。主著 遠東之研究（1954），
遠代社會史研究（1952），瀕州城（1955），東洋法史（1975），
遠朝官制の研究（1978），遠朝史の研究（1979），清末にお
ける近代的法典の編纂（1980），北方ユーラシア法系の研究
（1981），清朝蒙古例の研究（1982），明末清初モンゴル法の研究
（1986）

〔清朝蒙古例の實效性の研究〕

（著者との申し合せにより検印省略）

曉印刷・鉛木製本

一九九二年一月一日 第一刷印刷 一九九二年一月五日 第一刷發行	著者 島田正郎	發行者 久保井浩俊 印刷者 中内康兒	發行所 株式會社 創文社	本社 102 東京都千代田區一番町一七一三 假事務所 112 東京都文京區關口一四四一七 電話 〇三二三三五四三六一 振替 東京 二九二四七二	定價七二〇圓 （本體七〇〇圓）
--	----------------	-------------------------------	---------------------	--	----------------------------

ISBN4-423-74072-9

Printed in Japan

序

「清朝蒙古例の實效性の研究」と題する本書は、新出の二種の檔冊に基づき、それぞれの時期に、當時行用した蒙古例の實效性を確かめる試みを盛ったところのものからなる。

私は、先著「明末清初モンゴル法の研究」の總括において、當時北京と臺北の雙方で進められていた清代檔案の整理の結果に基づいて、蒙古例の實效性の課題に取り組み、既に逐條的研究を果した蒙古例の研究に、點睛を加えたいといった。しかし後者すなわち「三法司檔」の整理結果によると、總計二一三八件のうち有關蒙古案は二件に過ぎず、また、なお整理進行中の前者にも、當面の課題には多くを期待できない事情が明らかとなった。ところが幸い、同じく北京と臺北の雙方から、部分的ながら所與の課題に役立て得る新史料を獲、當初の計畫の一端を遂げることができた。

本書の第一部は、盛京故宮に存した太宗崇德三・四年『刑部檔』四三四件から、有關蒙古案四二件を抽出し、それぞれが準據したと認められる例規を明らかにせようとするものである。ただ、當時既に太祖・太宗二代の單行の諭令を集成した成文法規集―盛京定例―が成立し、時に國使を差遣して蒙古にもこれを宣示し、その遵守を求めたという事實、またそれとは別に、蒙古を特定の對象とし、その固有の慣習に根ざした諭令の宣示が行われることのあったという事實、更には、既に早く明律の滿洲譯が遂げられていたという事實、が存したとはいふものの、それ等をもってして、果たして生起する個々の事案に對處し得たかには疑問があるとし、當時の裁判

が、既に成立していた刑部の官員による審訊、その合議による量刑、これを受けての太宗の裁決により結審に至る仕組にあり、もちろん既頒の例規に依據することがあっても、寧ろかかる経験の積み重ねによって、やがて定規といふべきものの成立を見るに至ったとするのが至當ではあるまいかとした。

一方、私は、盛京故宮に存した『内國史院檔』並びに『太宗實錄』を傍搜して、『刑部檔』に見えない有關蒙古案一件を抽出し、この時期（崇德三・四年）に限定しての有關蒙古案の補充に資した。そこから、蒙古衙門（後の理藩院）の官員と、所在の蒙古王公とが會同して審訊に當り、そこでの量刑を受けた太宗の裁決により結審に至る仕組にあり、それ等の刑罰が凡て「家畜罰」の體をとっている事實を明らかにした。

かくして私は、『刑部檔』所見の有關蒙古案とは、來歸して滿洲本土内に在る蒙古人にかかわる案、『内國史院檔』所見の有關蒙古案とは、歸服して故土に在る蒙古人にかかわる案と斷じ、『内國史院檔』は刑部以外の官署の檔冊（恐らくは『蒙古衙門檔』の如き）から、これ等を採録したに違いないとした。その上で私は、入關の直前あたりには、歸服した蒙古の裁判は、入關後におけると同じく、本屬たる滿洲に對するとは別の體をとるに至っていたとし、また、崇德八年三月、既頒の「盛京定例」を更定して「六部處分條例」を頒布し、相い前後して初頒の「蒙古律書」を公布したとある事實から、入關後の「律例」と「蒙古律例」との関係、すなわち、普通法と特別法との関係も、ここに確立するに至ったと結論した。

第二部は、臺北・國立故宮博物院に存する乾隆二〇年『刑科史書』から、有關蒙古案を抽出し、これを「偷竊四項牲畜」案と「人命」案とに分け、それぞれの準據法に詮索を加えたところのものからなる。前者の二一件が、主體の蒙古人・民人たるを問わず、凡て實質的には康熙六年定の蒙古例「偷竊四項牲畜」條によって、客體の種別と數とにかかわりなく、一律「絞監候」に定擬されている事實、また、後者の五件が凡て刑律によって定擬さ

れている事實、それは加害者が蒙古人であっても、國初定の命案にかかわる蒙古例に、「平人照刑例辦理」と定められていた故とした。

ここで私は、當事者が外藩蒙古と確認できる案が、一つとして存しない事實、また、秋審において、凡て「應決」と判斷され、「應否」の案が一つとして存しない事實を、問題として提起した。

蒙古の刑獄は、刑部が直接には關與することなく、理藩院刑清吏司が執掌し、實際の裁判は各旗の長たる扎薩克があたり（國初定の蒙古例）、これに中央の派遣する司官の會同を不可缺とした（これを明文をもって規定したのは、乾隆二五年定の蒙古例）。獄・訟ともに、一審をもって決する（國初定の蒙古例）が、原審の裁判が終った上で、判斷を公正でないとする當事者が、自發的にその是正を求めて上訴する途がひらかれており（順治八年題准の蒙古例）、死刑に定擬した場合には、扎薩克が理藩院に呈報し、刑例に準じて三法司の會審、監候には秋審に附す（康熙元年題准の蒙古例）というのが、當時（乾隆二〇年）の定法と認められる。

右の當時の定法に照らし、先に掲げた外藩蒙古の命盜案が一つとして存しない事實から、私は康熙元年蒙古例の實效性に疑問を抱かざるを得ないとした。もちろん、監候に定擬された外藩蒙古の罪囚を、秋審の判斷が下るまで監禁しておくべき處所を定めた、乾隆六年議准の蒙古例が公布されていることも事實である。しかし、内屬する蒙古の命盜案にして、秋審によって「應否」の判斷がなされた事例が、一つとして存しない事實と考え合わせると、秋審が事實上形骸化していると稱しても憚らないともいった。私は、後代の資料ではあるがとしながらも、董康「清秋審條例」が、蒙古秋審案件の項で、「僅勾到時。知照上班。並無會勘之制。」とし、その理由として「因風俗簡樸。且官署組織。又與內地不同也。」とされたのを、玩味しなければなるまいとした。

かくして私は、乾隆なかばあたりまでは、内屬する蒙古にあっては、命盜の重案には覆覈の上（但、これを明

文をもって規定したのは、乾隆二五年の蒙古例を嚆矢とする。）、中央に呈報されることになっていたにしても、外藩蒙古においては、獄・訟のすべてが扎薩克の専決に委せられていたと推論した。従って、康熙元年題准の蒙古例を始めとする、内・外蒙古の秋審にかかわる諸蒙古例が、凡て効力なき裝飾的な條規に他ならないとまではいわないにしても、これ等が本來蒙古例とは異なる時元、すなわち中國歷代王朝の愼刑或いは恤刑の思想の所産であることを思わねばなるまいとした。

以上の所論が、第一部・第二部それぞれの依據した時、すなわち、前者では太宗崇德三・四年、後者では高宗乾隆二〇年においてのそれに他ならないことを、特に明記しておきたい。清代蒙古の獄訟に、時と所とによって違いのあることは承知しているが、これを通じて論ずるには、ここに述べた如き論議の積み重ねこそを、不可缺の前提とすると取えていっておく。

本書を、東洋法史論集の第七として追加刊行し得たのは、ひとえに創文社の久保井浩俊社長の好意による。同社の方々には、自身による再校ののち、三校のさいに私の見落しなどを正してもらった。提要の英文は東京外國語大學の岡田英弘教授に、中文は上海交通大學の李曉路講師に、また索引は明治大學大學院の齋藤秀昭君に、それぞれ勞をわずらわした。これ等の方々の好意に、心から感謝する。

平成四年一〇月

島 田 正 郎

〔本書の刊行には、平成四年度・文部省科學研究費補助金（研究成果刊行費）の交付を受けた。記して關係當局に感謝する。〕

凡 例

一、本書各章の掲載誌・掲載年月は、次の通りである。

第一部・第三章・1「盛京刑部原檔」に見る有關蒙古案―第一六號・巴顏貝勒案―（法律論叢第五九卷第四號、一九八四年四月）

同 第四章・3・4・5「盛京刑部原檔」未見の有關蒙古案（法律論叢第六〇卷第五・六號、一九八九年三月）

第二部・第三章「刑科史書」に見る有關蒙古「偷竊四項牲畜」案（法と刑罰の歴史的考察―平松義郎博士追悼記念論文集―、一九八七年三月・名古屋大學出版會刊）

同 第四章「刑科史書」に見る有關蒙古民人相涉人命案（蔣慰堂先生九秩榮慶論文集、一九八四年十一月・台灣商務印書館刊）

第二部の兩章のもととなった兩論文は、與えられた紙幅の關係から、史料の紹介にとどまる。従つて右以外の本書各部各章と共に、本書によつて始めて私見を公表するものである。

一、本書に掲げた圖版の出所は次の通りである。

1 七頁所掲の「盛京刑部原檔」 中國社會科學院法學研究所の楊一凡氏の好意による。但、原藏者の意向により、檔冊の各葉の部分のみしか攝影公開が許可されなかつたという。

2 九・一〇頁所掲の「內國史院滿文檔案」 在北京の第一歴史檔案館より東洋文庫清代史研究室に贈られたマイクロフィルムによる。

3 二三―三八―九頁所掲の「刑科史書」 在臺北の國立故宮博物院副院長呂彼得氏の好意により、提供されたゼロックスによる。

一、本書が史料として用いるさい依據した本、並びに參考とした文獻については、その主要なものを巻末の「史料と參考文獻」に示した。なお、ここに掲げた以外の史料の依據した本については、その都度これを「註」に示した。

目次

凡 序
例

第一部 「盛京刑部原檔」に見る有關蒙古案

第一章 「盛京刑部原檔」の出現	五
-----------------	---

第二章 「盛京刑部原檔」第一六〇號所收の巴顏貝勒案、および、	
--------------------------------	--

該案を通じての「盛京刑部原檔」についての考へ	一七
------------------------	----

第三章 「盛京刑部原檔」に見る有關蒙古案	二五
----------------------	----

第四章 「盛京刑部原檔」未見の有關蒙古案	二六
----------------------	----

第五章 總括的私見	二九
-----------	----

第二部 「刑科史書」に見る有關蒙古案

第一章 臺北・國立故宮博物院に現存する「刑科史書」	三五
---------------------------	----

第二章 「刑科史書」の書式と用語……………	二四二
第三章 「刑科史書」に見る有關蒙古「偷竊四項牲畜」案……………	二四七
第一節 刑律・賊盜「盜馬牛畜產」條と蒙古例「偷竊四項牲畜」條……………	二四七
第二節 「刑科史書」に見る有關蒙古「偷竊四項牲畜」案……………	二五三
第四章 「刑科史書」に見る有關蒙古「人命」案……………	二六九
第一節 蒙古例における殺人の區分……………	二六九
第二節 「刑科史書」に見る有關蒙古「人命」案……………	二七一
第三節 小 括……………	二六六
第五章 總括的私見……………	二七三
史料と參考文獻……………	二六八
後 跋……………	二六一
索 引……………	一七三

清朝蒙古例の實效性の研究

第一部 「盛京刑部原檔」に見る有關蒙古案

第一章 「盛京刑部原檔」の出現

東京の中國書籍輸入書肆の目録に、「盛京刑部原檔」の書名が現われたのは、かなり以前のことである。しかし、その刊年も出刊書肆名もさだかではなく、豫告はあっても果たして輸入され得るかに疑いがあった。私は在北京の畏友張晉藩教授に一本の惠與を願ったところ、一九八六年夏たまたま北京を訪れた専修大學の宮坂宏教授に託して、一本の提供を賜わるを得た。

ところで、新刊の中國人民大學清史研究所・中國第一歴史檔案館譯「盛京刑部原檔」（一九八五・群衆出版社刊）は、卷頭に掲げられた張晉藩教授の序ならびに郭成康・劉景憲兩氏の前言なかんずく後者によると、「盛京原檔」とは、清朝入關前の吏・戸・禮・兵・刑の各部および理藩院等部院の滿文檔案およびその他の雜檔の總稱であって、現在中國第一歴史檔案館（北京）の收藏にかかり、そのうち第一六〇號より第二三一號に至る七二件の刑部檔案（一部無圈點滿文を含むが、大部分は有圈點滿文）を、漢譯して整理を加えたところのものにかかる。年代は、太宗崇德三（一六三八）年正月より四年十二月に至る二年間であって、每件檔案は多きは數十、少なきは一の刑案が收められ、従って七二件の刑部檔案に收められた刑案の總數は四三四、その四分の一にあたる一〇三が、太宗實錄に採入されている。每一件の刑案の形式は固定していて、犯案名、職任、所在の旗分と牛彙、案情、法司の定讞、皇帝の斷決、および鞠審の刑官名字の順からなり、それ等各々を白色の高麗紙をもって接縫したところに

は、均しく滿文篆字の刑部朱印を鈐し、かくして成った檔案の末尾には、年月日と抄寫者の姓名を記す體がとられていたという。従って本資料は、當時における裁判の程序ばかりでなく、犯罪事實、依據した法或いは既頒諭令の實效性等々を究める上で、かけがえのない材料というを得べく、さらに公文書の整理保存から、これ等に基づく官書の編纂に至る次第を窺う手がかりともなし得ると考えられる。事實、本書に收められた刑案の四分の一が、史官の潤飾を経て、實錄（舊滿洲檔および滿文老檔は、その現存部分が、崇徳二年一二月をもつて終っているから、これについての確認はできない。）のなかに載録されており、前言には、一〇三件の刑案の乾隆重修本・太宗實錄に收載された處所との對照表も掲げられている。⁽¹⁾もちろん一方では、實錄には見えながら、現存する原檔には存しないものもあり、前言は、それ等についても、實錄から年月と件名とを附記している。先に述べた前言にいう「漢譯して整理を加え」とは、滿文から漢譯して實錄と對照し整理を加えたという意に解してよからう。⁽²⁾ただ惜しむべきは、滿文原文の附印されなかったことではあるが、これも現在の中國歴史檔案館の資料公開に當つての基本方針のように聞いているから、已むを得ざるところといわざるを得まい。

私の企圖は、本資料のなかに含まれる有關蒙古案を悉く抽出して、入關前清朝の蒙古人を主體若しくは客體（または、その事主）とする案についての措置の仕方を究めようとするものであつて、それは既に遂げ得た入關前清朝の蒙古に對する法的措置（明末清初モンゴル法の研究、東洋法史論集第六、一九八六・創文社刊）についての私見を補強しようとする爲のものである。

ここで改めていう。私は、一九九一年二月、東京の中國書籍輸入書肆の店頭で、「清初内國史院滿文檔案譯編」上・中・下三冊（中國第一歴史檔案館編、一九八九・光明日報出版社刊）を被見し、早速これを購入求めた。清初の資料に疎い私と雖も、「盛京刑部原檔」の検討の過程で、檔冊の開首の處に『國史院（suduri yamun 又は suduri）』